

香美市教育委員会定例会会議録

(令和3年1月25日)

招集年月日 令和3年1月18日(月)
招集場所 香美市本庁舎 3階 会議室2
会議の日時 令和3年1月25日(月) 午前9時00分
出席者 時久 恵子 宮地 憲一 西 美紀 浜田 正彦 小松 清貴
欠席者 なし

説明のための会議出席者

教育次長	秋月 建樹
教育振興課長	公文 薫
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
教育振興課学校教育班主監	明石 芳文
生涯学習振興課文化班	依光 伸枝
生涯学習振興課スポーツ班	野村 文紀
教育振興課学校教育班	平野 エリ

職務のための会議出席者

会議録署名委員

小松委員

傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午後9時00分)

教育長 おはようございます。それでは、令和3年1月教育委員会定例会を始めたいと思います。今日の出席委員は全員です。それでは、始めていきたいと思います。まず、署名委員さんは、小松委員さんよろしくお願ひします。それから、前会の議事録についてはいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

小松委員 少し、字句の校正させていただきませんか。渡しますので訂正お願ひします。

教育長 よろしいですか。訂正後、承認ということでお願ひします。それでは、教育長からの報告は特にありませんので、早速議事に入りたいと思います。今日は追加議案が2つありますので、よろしくお願ひいたします。それではまず、議案第1号、香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定についてということで、よろしくお願ひします。

議案第1号「香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について」

事務局 (議案説明)

教育長 以上で説明が終わりましたが、何かご質問等はございませんでしょうか。

浜田委員 この議案は、議会のために聴取するのですよね。内容は書いておいてもらいたいですが、議会へ出すという、「議会の議決を求める」という部分は要るんですかね。

事務局 「教育委員会の意見を聴取する」と。

浜田委員 この内容を聴取して、議会に出すときは議会でいいんですけど、こういう内容で議会に出しますよということで聴取するのか、内容を議会に出すために意見を聞くのか、どちらでしょうか。

事務局 内容だと思っています。

浜田委員 ふつうは、内容ですよね。だから要らないのではかなと、中身だけあれば。

事務局 ああ、この下の部分。

浜田委員 細かいことで済みません。

事務局 分かりました。ちょっとまた次回、研究をしてみます。

教育長 提案理由の書き方ではなくて、中身のことでですか。

浜田委員 中身のこの2番目、「地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。」この部分と、その上の標題とは要らないんじゃないかと思うんですが。
内容を聴くのか、こういう内容で議会に出しますよということ。

事務局 聴くのは内容なんですけど、ここで承認されましたこの同じ内容で議会へ出ていくという多分形で、今までこの形式では行っていたと思うんですけど。

浜田委員 多分今まであったんだと思いますが。

事務局 済みません。ちょっと研究しときます。

浜田委員 済みません。中身は、承認は別に問題ない。形式の問題です。

事務局 なるほど。

教育長 これ提案理由のところへ書くとかいうことではいかんのですか。上の2行ぐらいのところへ。

浜田委員 本来は書くべきです。本来は上へ書くべきです。

事務局 同じことを書いていますので。

教育長 書き方の問題。内容的には承認ということによろしいですか。では、承認します。
それでは、議案第2号に移りたいと思います。香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について、よろしくお願ひします。

議案第2号「美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について」

事務局 (議案説明)

教育長 いかがでしょうか。ご質問等おありでしょうか。

宮地委員 基本的なことですけど、さっきのほっと平山は3年間の指定管理でしたね、これ1年ですよ。なんか、その違いはなにかありますか。

事務局 今年度から1年間の指定管理をしておりますが、来年度4月から入館料の見直しを図る関係もありまして、来年度1年間これでやってみて、そこで運営のほう安定的に行えるようであれば、令和4年度ぐらいからは3年間なり、2年間なりの長期間の指定管理で行おうということを財団のほうと協議をしております。

宮地委員 前回の教育委員会で議論をしましたがけれども、値上げの問題が絡んでいるということですね。

事務局 はい。

小松委員 関連です。私も、指定管理の期間が1年というのは、短か過ぎるんじゃないかと思えます。その管理運営を効果的に行わせるためには、1年の指定管理は普通あり得ないんですよ。将来を見越してやるべきであって、計画運営上のいろいろなもの達成できないというようなことで前にも聞いたんです。このきちっとした財団ですので、工夫されて、最低でも3年ぐらいはもう長期でやらないと、将来性がないと思うんですよ、1年、1年、単年度でやってたら。そこをやっぱり考えてほしいなと思えます。

事務局 実はですね、今指定管理料のほうをお支払いして、入館料のほうを香美市の財政のほうに入れてくるというような形を取っているんですけども、これを将来的には、指定管理料プラス、入館料を丸々財団さんのほうに納めてもらって、それで運営をしていくことも、今協議をしていく中にあります。なので、今ちょっとその3年間で指定管理で導入していくっていうところは、考えられませんでした。いずれはそういった形で、入館料で運営をしてもらえるということも視野に入れて、今検討をしているところです。

教育長 今回、1年間をかけて検討していくということだということですか。

浜田委員 今議論して、前、複数年やなかったですかね、なんかがあって、単年になったがではなかったかな、思い違いでしょうか。

事務局 前回の時には、財団さんのほうにも今までどおり3年間の指定管理をお願いできませんかっていうふうにお話をしたら、3年間の事業計画、また、職員さんのお給料を算出するのが困難ですっていうお返事ももらってたんです。ただ、今回やるに至って、入館料の見直しの件もありましたので、1年間でしていこうという双方の話し合いになりました。

教育長 よろしいでしょうか。

宮地委員 まあ十分協議してもらってですね、なんか1年ぽっきりって、凄く違和感があるんですよね。だから、公益財団法人っていうきちっとした法人組織ですから、そこ1年限りでいいと言って、そういうのはいかなものかなということです。

事務局 確かにアンパンマンミュージアムを運営してくださるのは、やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団をおいて他にはないと考えておりますので、そこは財団さんのほうとも密に連携を図りながら、今後の運営もお願いしたいとは考えております。

教育長 またよろしくお願ひします。
よろしいでしょうか。では以上で、第2号を承認ということで、よろしくお願ひします。
そしたら、議案第3号です。通学区域（校区）外通学について（新規）、よろしくお願ひします。
議案第3号「通学区域（校区）外通学について（新規）」

（議案第3号は、非公開案件審議）

教育長 では続いて、議案第4号、通学区域（校区）外通学について（新規）、よろしくお願ひします。

議案第4号「通学区域（校区）外通学について（新規）」

事務局 （議案第4号は、非公開案件審議）

教育長 続きまして、議案第5号、区域外就学について（新規）について、よろしくお願
いします。

議案第5号「区域外就学について（新規）について」

事務局 （議案第5号は、非公開案件審議）

教育長 続きまして、議案第6号、通学区域（校区）外通学について（更新）について、
よろしくお願いたします。

議案第6号「通学区域（校区）外通学について（更新）について」

（議案第6号は、非公開案件審議）

続きまして、議案第7号、区域外就学通学について（更新）、お願いたします。

議案第7号「区域外就学通学について（更新）」

事務局 （議案第7号は、非公開案件審議）

教育長 それでは、追加議案、議案第8号、県費負担教職員の私有車の公務使用に関する
要綱の一部を改正する告示の制定について、お願します。

議案第8号「県費負担教職員の私有車の公務使用に関する要綱の一部を改正す
る告示の制定について」

事務局 （議案説明）

教育長 よろしいでしょうか。

浜田委員 これは、県の様式ではないかと思いますが、「私は上記私用車の登録を廃止した
いのでお届けします。」の部分ですが、これは廃止なんですか。

事務局 これは、もし車を変更する場合です。

浜田委員 変更？

事務局 変更。車を変更したりする際には下を書いて出すというところですね。

浜田委員 はい。

事務局 これは市のほうで決めているものですね。

浜田委員 市のほうで。

事務局 校務支援システムが出来ましたので、いろんな様式をもうそれぞれ、統一化しようという動きがありまして、こういったものもその一つで、有効期限も設けたりということにはなっています。

浜田委員 新規の登録の場合は、どういった手続きになりますか。

事務局 はい。これは毎年、毎年出すことになります。

浜田委員 毎年、毎年。

事務局 はい。それで、例えば自賠責の更新日が変わった場合も、新たに出すということになります。

浜田委員 この、毎年であれば、「廃止したいのでお届けします。」というのはどういうことですか。

事務局 これ年度途中で車を替えたりする時には。

浜田委員 いや、分かるんですけど、毎年変えるわけでしょう。

事務局 はい。毎年変えます。

浜田委員 変更届と、届けますいうのでしたら分かりますが、「廃止したいのでお届けします。」といったら、登録を廃止してしまうと、私有車の登録は無くなるいうことなので、それがちょっと引っ掛ったんですけども。

「変更します」でしたらいいですが。それと、新規に毎年登録しました、登録し

ますということで毎年しないといけない。この「廃止」という言葉は。

事務局 まあ、新しい車の場合は、またこれの新しいのを今までは作って出していたと思います。

浜田委員 そしたら別に1枚、登録用があるということですか。これは廃止用の…

事務局 いや、これが登録用です。

浜田委員 これが登録用？

事務局 で毎年、年度当初にこれを書いて学校長に提出します。

浜田委員 しかし、この文章を見ると、「私は上記私有車の登録を廃止」…

事務局 それで、新たに廃止をする場合には、これで年度当初に出して、年度途中でその車を廃止する場合は下に期日を書いて、学校長に出すと。

浜田委員 ああ、分かりました。そしたら、別に登録用のあれは有るということですよ。

事務局 登録用の？

教育長 これ自体が登録用。

事務局 これ自体が登録用です。

浜田委員 「私有車の登録を廃止したいので」を、毎年提出するといったので。

事務局 年度当初にこの上まで書いて出すわけです。

浜田委員 ああ。

事務局 もし万が一、年度途中で廃止をする場合はここに書いて、その際の期日を書いて再度提出をし直すと。

秋月教育次長 年度当初は、この下の「廃止」のところは、書かなくてもいいのですか。

事務局 年度途中で廃止したら出す。

秋月教育次長 それでは、当初は書かないのですか。

事務局 書かなくていいということです。当初は上だけでいいです。

浜田委員 これ登録簿やから、だから申請書ではないわけですよ。

宮地委員 要は、要綱にそういうふうに謳いこんでいるでしょう、これで「届けなさいよ」と。変更若しくは廃止をする場合には、下に年月日等を記入して、それを出してくださいということで、要綱にそう書いてるんじゃないですかね。そう書いてあれば全然、これ構わないと思うんですけど。

事務局 要綱にはそういうことは細かくは書いてないです。

宮地委員 謳っていないですか

事務局 謳ってないです。

宮地委員 ああ、そうか。まあでも、これ香美市の教育委員会の告示やからね。

事務局 そうですね。

浜田委員 けれど普通であれば、毎年登録します。事故の関係があるから、私有車使う場合は登録しますということで、登録願いがあって、改正か変更かする場合は、その様式があって…

事務局 まあ変更様式を出すということですね、普通ならね。

浜田委員 うん。けれど、廃止したいのは、お届けしますという印鑑だけあって、廃止のときだけの様式なのか、これは。違いますよね。

事務局 これ両方兼ねてるというものです。

浜田委員 けれど、印鑑を押すのは廃止の時だけだから、どう考えても…

西委員 間違いやすい。

浜田委員 申請の時から本来、きちんとしないといかんことないですかと、毎年やるのであれば。ふつうは、両方あって、本人から提出することになると思うんですけども。

宮地委員 でも車を買直したら、また新たに登録でしょう。

事務局 それはそうです。

宮地委員 そうですよ、そうなりますかね。そしたらこれはもう要らなくなるから、もう廃止をするという。

事務局 要らなくなる。

浜田委員 まあ変更かどうかよね、前のやつは生きてますから。

教育長 これ市の職員もこんなふうになってるんですか。

事務局 市の職員は私有車を使用しないですね、はい。

教育長 しないね。

浜田委員 ああ、しないんですか。

事務局 教職員ですので、これは。学校の教職員は自分の私有車を公務用に使うので、こういうものをそれで登録させていますね。

小松委員 行が4行ありますので、ですから、年度途中で変更になる場合は、それへまた書くんじゃないですか。

事務局 そうですね、ここの下に書くなり…

浜田委員 4台も買うわけないですよ。

事務局 これは車1台につき1枚ずつ出さないかんので、はい。

浜田委員 2台使う方は…

事務局 2台書かないかんです、はい。

浜田委員 別々に出さないかん。

事務局 はい。

宮地委員 ああそうか。1枚で4台書けるわけじゃないか。

事務局 はい。途中でまあ変更になった場合は、ここに書くということだと思います。途中で免許証が有効期限変わったり、また保険が変わったりしますので。

宮地委員 まあ、間違いないようにしてもらいたい。

浜田委員 廃止という言葉をなんか変えてもらいたい。廃止したらもう終わってしまうのではないかと勘違いされる。

事務局 分かりました。ちょっと今後検討したいと思います。済みません。ありがとうございました。

宮地委員 香美市内だけですから、例えば香美市からどっか別の市町へ変わった場合は、これはもうこのまま失効するわけですね。

事務局 そうです。はい。

浜田委員 もういいです。お任せします。

事務局 はい。分かりました。

教育長 承認ということでよろしいですか。では、承認いたします。
では、議案第9号、通学区域（校区）外通学について（更新）、よろしくお願
いします。

議案第9号「通学区域（校区）外通学について（更新）」

事務局 （議案第9号は、非公開案件審議）

教育長 それでは、議案については以上で終わりたいと思いますが、よろしいですか。
提出議案につきましては、終わりたいと思います。

（閉会時刻：午前9時38分）